

川北町行財政改革大綱 実 施 計 画

令和 5 年 2 月

令和 5 年 6 月 見直し

令和 6 年 5 月 見直し

川 北 町

目 次

I	実施計画の趣旨・推進期間及び進捗管理と見直し……………	2
II	実施計画の内容……………	3 ～ 20
1.	効率的で質の高い行政運営の推進	
1-1	事務事業の見直し	
1-2	次代に即応した組織・機構の見直し	
1-3	定員管理・給与の適正化	
1-4	人材の育成と確保	
1-5	行政のデジタル化の推進	
1-6	公共施設の管理運営	
2.	町民との協働による開かれたまちづくりの推進	
2-1	情報公開の推進	
2-2	情報通信技術（ICT）の活用による電子行政サービスの向上	
2-3	町民参加のまちづくり	
3.	持続可能な財政運営	
3-1	歳入の確保	
3-2	入札・契約方式の見直しと適正なコスト管理	
3-3	補助金等の見直し	
3-4	財政指標の目標設定と公表	

I 実施計画の趣旨・推進期間及び推進管理と見直し

(1) 実施計画の趣旨

この行財政改革大綱実施計画は、令和4年3月に改定した「川北町行財政改革大綱（見直し）」の実施計画として作成しています。

大綱に掲げる「基本方針の3つの柱」であります「効率的で質の高い行政運営の推進」、「町民との協働による開かれたまちづくり」、「持続可能な財政運営」の推進を図るため、大綱に掲げた行財政改革の項目と内容を基に、具体的な取り組みや成果目標を加えて、実施計画を作成しました。

(2) 推進期間

本実施計画の推進期間は、「川北町行財政改革大綱（見直し）」と同じくおおむね5年間とします。ただし、長期的な視点で取り組むべきものについては10年間を目標とします。

(3) 推進管理と見直し

本実施計画に掲げた取り組みについては、町行財政改革推進本部で、定期的に報告し、行財政改革の推進に反映させます。

また、進捗状況や社会環境の変化、そして町民や町職員の意見に基づき、町行財政改革推進本部において協議、点検を行う中で、必要な見直しを行い、実施状況についても必要に応じて公表します。

1-1 事務事業の見直し

(1) 事務事業の整理合理化

(2) 民間委託等の推進

(3) 広域行政の推進

取 り 組 み 内 容 (大綱の概要)					
限られた行政資源（人・もの・金・情報）の中で、緊急性、優先性、効率性等を十分に精査し、既に初期の目的を達成したものや、効果が希薄となったものについては、廃止・縮小・統合を図り、継続して行う業務についても更なる効率化、簡素化に取り組み、経費の節減を図ります。 また、今後も民間が担える事業については、行政が実施するものと同程度以上の費用対効果やサービス水準が期待できることを前提として、引き続き、積極的にかつ計画的に業務の外部委託を進めます。 さらに、現在、多くの業務において広域化がなされているが、今後とも、引き続き広域行政を推進します。					
年 度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
取り組み事項	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施
具体的取り組み	・職員による事務改善の推進 ・必要性のなくなった例規等の整理 ・申請手続きの簡略化 ・公営企業会計の導入（簡易水道等事業及び農業集落排水事業の法適化） ・民間への業務委託の推進 ・公共施設への新たな指定管理者制度導入の検討 ・公共施設の相互利用の検討 ・事務事業の広域処理の検討・実施 ・防災分野における広域行政の推進				
成果目標等	・事務事業の見直しや改善に係る新たな取り組みの実施 ・広域行政に係る新たな取り組みの実施				
(参考) 3年度の取り組み	・申請書等への押印省略の推進 ・し尿・浄化槽汚泥処理の広域化 ・近隣自治体との広域避難に関する意見交換				

4年度の取り組み	・白山市・野々市市・川北町の3市町協同で、ごみ減量化に関する啓発チラシを配布 ・石川県防災総合訓練で広域避難訓練を実施
5年度の取り組み	・広域避難に関する協議 ・公営企業会計移行への準備（簡易水道事業・農業集落排水事業）条例整備、予算、固定資産台帳の整備等 ・戸籍の広域交付の開始（令和6年3月1日～） ・簡易水道事業において、町営住宅にスマートメーターを整備

1－2 次代に即応した組織・機構の見直し

(1) 組織・機構の見直し

(2) 第三セクターの見直し

(3) プロジェクトチーム・ワーキンググループの活用

取 り 組 み 内 容 (大綱の概要)					
新たな行政需要には、質素で効率的な組織・機構の維持・推進を図り、町民の視点に立った機構の改革を、弾力的かつ柔軟に実施し、業務に応じて会計年度任用職員や再任用職員を配置するなど、弾力的な対応を行います。 土地開発公社や余暇健康開発公社などの公社等の外郭団体については、今後とも、連携を密にし、さらに効率的な運営が図れるよう努めるとともに、自主性の確保にも取り組みます。 町の重要課題に対応するため、プロジェクトチームやワーキンググループ（作業部会）などの横断的組織を柔軟に活用し、庁内の情報共有、連携強化、意思決定の透明性の確保を図るとともに、迅速な課題解決や計画の着実な推進を図ります。					
年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
取り組み事項	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施
具体的取り組み	・町を取り巻く環境に応じた組織の実施 ・地方公務員制度改革の円滑な実施 ・会計年度任用職員の適正な配置と管理 ・土地開発公社や余暇健康開発公社の適正な運営 ・行政の情報化など、新たなプロジェクトチームやワーキンググループの設置				
成果目標等	・プロジェクトチームやワーキンググループ数 5 以上 (令和 3 年度末 3)				
(参考) 3 年度の取り組み	・企業誘致プロジェクトチームの設置 ・防災作業部会の設置				
4 年度の取り組み	・滞納整理チームの設置				
5 年度の取り組み	・健康づくり作業部会の設置				

1－3 定員管理・給与の適正化

(1)(2) 定員管理の適正化と数値目標

取 り 組 み 内 容 (大綱の概要)
新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立や町民の安全・安心の確保、少子高齢化対策、子育て・教育環境の充実等の重点施策を着実に進めるとともに、「変革」と「創造」に挑みつづける職場環境を醸成するため、会計年度任用職員や再任用職員の柔軟な活用を図り、事務処理負担の軽減、合理化に努めつつ、職員の健康に留意し、職員定数の適正化に取り組めます。 定員管理の数値目標となる職員数については、定年延長も十分考慮し、計画期間において今後の退職者数の見込み及び業務量に配慮しながら、職員の新規採用者数を決定することを基本とし、職員の年齢、構成の歪みの解消に努めながら、制度改正に応じ見直しを行い、適正な人数確保に努めます。 また、豊富な経験と知識を必要とされる業務については再任用の活用を図るとともに、会計年度任用職員の活用についても、柔軟に対応していくものとします。

定 員 適 正 化 計 画

各年4月1日

年	R3	R4	R5	R6	R7	R8	計
退職見込者数	0	3	5	1	1	0	10
新規採用者数	4	3	2	3	2	2	12
差	4	0	△3	2	1	2	2
4/1 現在職員数	89	89	86	88	89	91	

※職員数は、定員管理調査に基づき一般職に属する職員数です。

(3) 給与の適正化

(4) 職員の働き方改革

取 り 組 み 内 容 (大綱の概要)					
国に準じた給与制度を基本としながら、町の実情をふまえ適正な給与制度とその運用、給与水準、特殊勤務手当の見直しを図り行財政基盤の確立を推進します。また職員の政策形成能力を向上させるために、能力実績に応じた評価を図り、明確な人事評価制度により結果を昇給、昇格、手当に反映させ、職員の意欲向上や職場の活性化を図ります。 また、働きやすい職場環境づくりを進めるため、時間外勤務の縮減と適正管理、休暇取得の促進、ストレスチェック制度による集団分析を行うことなどにより、職員の働き方改革と職場環境の改善に取り組みます。					
年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
取り組み事項	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施
具体的取り組み	・ 人事評価制度の継続実施と見直し ・ 時間外勤務の縮減 ・ 有給休暇取得の促進 ・ ストレスチェックの継続実施 ・ 職員面談・相談機会の充実 ・ 勤怠管理システムの導入				
成果目標等	・ 人事評価に基づく適正な給与体制の確立 ・ 職員の有給休暇平均取得日数の増加				
(参考) 3年度の取り組み	・ 人事評価、職員面談、ストレスチェックの実施 (以降毎年実施)				
4年度の取り組み	・ 保育所職員に対する面談 (以降毎年実施)・アンケートの実施 ・ 勤怠管理システム導入の検討				
5年度の取り組み	・ 勤怠管理システムの導入 (4月～) ・ 男性の育児休業の取得促進 ・ 職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱の策定 ・ 保育補助職員 (資格なし) の採用				

1-4 人材の育成と確保

取 り 組 み 内 容（大綱の概要）					
少子高齢化の進展、町民のニーズや価値観の多様化、デジタル化など社会経済情勢が、大きく変化する中、様々な行政課題に対して積極的に取り組み、創意工夫そして、職員一人ひとりの資質を向上させるとともに意識改革の推進を図ります。 また、大綱にある目指す職員像を育むため、人材育成を積極的に推進し、町民からの信託に応えられるような職員を目指します。					
年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
取り組み事項	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施
具体的取り組み	・各種研修内容の改善充実 ・政策あるいは事務改善等の職員提案制度を充実 ・的確な事務処理能力、法的実務能力の向上を図る研修の充実 ・男女共同参画社会の推進のため、女性管理職の登用を図り、その理念の共有と職場環境の整備 ・業務を効果的に遂行するための情報通信機器等の活用能力の向上の推進 ・オンラインやeラーニング研修の推進				
成果目標等	・各種研修会参加者の倍増（令和3年度比） （自治研修センターや専門職の研修） ・町独自の研修会の充実				
（参考） 3年度の取り組み	・オンライン研修に必要な機器の整備				
4年度の取り組み	・自治研修センター主催の職員研修への積極的参加（延べ30名） ・町独自の研修会の開催（自治体DX、SDGs） ・リモートラーニングの活用（デジタル研修） ・職員提案の募集「デジタル技術を活用した住民サービスの向上や業務改善等に関する事業」 ・次世代育成支援並びに女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の策定（更新）				

5年度の取り組み	・デジタル人材育成のためリモート基礎研修を全役場職員が受講（個人情報保護コース・情報セキュリティコース） ・職員提案の募集「多目的運動公園整備後の賑わい創出に係る取り組み」
----------	---

1-5 行政のデジタル化の推進

取 り 組 み 内 容 (大綱の概要)					
デジタル庁の創設に伴い、行政のデジタル化が強力に進められている現状の中、本町においても、自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進体制を構築し、個人情報保護や情報セキュリティに万全を期し、行政サービスの利便性・効率性とコスト面を考慮しながら、デジタル化の基盤整備とICT技術を活用するため以下の取り組みを推進します。					
年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
取り組み事項	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施
具体的取り組み	・自治体業務システム標準化への適切かつ円滑な移行 ・ICT技術を活用した行政手続きの推進 ・町ホームページやSNS等を活用した町情報発信の充実 ・福祉や保健事業など多方面に対するICTの活用 ・公有財産管理システムや文書管理システム、電子決済の導入の検討 ・タブレット端末の利活用とWi-Fi環境の整備 ・ペーパーレス化の推進 ・マイナンバーカードの多目的利用の推進 ・県市町電子自治体共同利用の推進 ・自治体クラウドの活用 ・職員の基本的スキルと情報活用力の向上に向けた研修の充実				
成果目標等	・ICT・デジタル技術を活用した新たな取り組みの毎年実施				
(参考) 3年度の取り組み	保育業務支援システム・校務支援システムの構築				
4年度の取り組み	・デジタル技術を活用した事業の職員提案の募集（再掲） ・デジタル人材育成のための基礎研修（リモートラーニング）の職員の受講（再掲） ・情報メール配信サービス（かわきたメール）の開始 ・保育業務支援システムの更なる利便性向上・業務の効率化の推進 ・農業委員会業務へのタブレット端末の導入				

5年度の取り組み	・デジタル人材育成のためリモート基礎研修を全役場職員が受講（再掲） ・二次元バーコードを利用した納税の開始 ・確定申告における e-Tax（電子申告）の推進 ・全小中学校に電子黒板を導入 ・議会におけるデジタル化・ペーパーレス化の検討
----------	---

1－6 公共施設の管理運営

取 り 組 み 内 容（大綱の概要）					
公共施設については、施設の集中化や民間委託の推進により、管理費用の節減や効率的な施設管理に努めています。今後、費用対効果の検証や利用実態の把握に引き続き取り組み、設置目的の効率的な達成を図るとともに、さらなる施設利用の利便性の向上と効率的な管理に努めます。 また、建設から長い年月が経過し、老朽化が進んでいる施設については、「公共施設等総合管理計画」や「公共施設等個別施設計画」、「学校施設長寿命化計画」に基づき計画的な修繕や改修に努め、利用者の安全・安心の確保を図ります。					
年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
取り組み事項	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施
具体的取り組み	・指定管理者制度を含む民間委託の推進 ・町民のニーズや効率性を考慮した、施設の利用時間の見直し ・インターネットを活用した予約状況照会や電子予約システムの導入 ・受益者負担の原則に基づく、使用料の見直し ・障がい者、高齢者に配慮した施設整備の推進 ・費用対効果の低い施設の統廃合や用途変更の検討 ・多目的運動公園の管理運営の検討及び実施 ・公共施設の省エネ・脱炭素化の推進 ・町営住宅の維持管理・老朽化対策の検討及び実施				
成果目標等	・公共施設の適正管理の維持				
（参考） 3年度の取り組み	・公共施設等総合管理計画の改定 ・総合体育館LED化改修工事の実施 ・簡易水道整備、農業集落排水機能強化事業の実施				
4年度の取り組み	・役場庁舎のバリアフリースイレを改修 ・簡易水道整備、農業集落排水機能強化事業の実施				

5年度の取り組み	・川北町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定 ・サンアリーナ川北、中島小学校体育館ＬＥＤ化改修工事の実施 ・体育施設使用料の見直し
----------	--

2. 町民との協働による開かれたまちづくりの推進

2-1 情報公開の推進

取 り 組 み 内 容（大綱の概要）					
町民と行政が協働したまちづくりを推進するため、広報、ホームページ、防災行政無線、ケーブルテレビ、SNS等の様々な広報媒体を活用して、町の保有する情報を積極的に公開します。また、個人情報保護の徹底を図りながら、町民と行政の情報の共有化と信頼関係の構築に努め、透明性の高い、開かれた行政の実現を目指します。					
年 度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
取り組み事項	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施
具体的取り組み	・様々な広報媒体を通じた情報公開の推進 ・町ホームページにおける情報の充実 ・スマートフォン等を活用した情報発信				
成果目標等	・情報公開の取り組みの推進				
（参考） 3年度の取り組み	・町公式 YouTube チャンネルの開設				
4年度の取り組み	・情報メール配信サービス（かわきたメール）の開始（再掲） ・個人情報保護法施行条例、議会の個人情報の保護に関する条例の制定				
5年度の取り組み	・オープンデータの町ホームページへの公開				

2-2 情報通信技術（ICT）の活用による電子行政サービスの向上

取 り 組 み 内 容（大綱の概要）					
情報公開や行政サービスの推進を図るため、インターネット・SNSなどを積極的に活用し、町民の利便性の向上に努めます。					
年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
取り組み事項	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施
具体的取り組み	・町ホームページの充実とユニバーサルデザイン化 ・ICT技術を活用した行政手続きの推進 ・インターネットを活用した予約状況照会や電子予約システムの導入 ・インターネットアクセシビリティ（使い易さ）の向上 ・申請書様式等のダウンロードサービスの充実				
成果目標等	・公共施設電子予約システムの導入 ・町ホームページの全面リニューアル				
（参考） 3年度の取り組み	・町ホームページ内に「ご意見・お問い合わせフォーム」を整備				
4年度の取り組み	・情報メール配信サービス（かわきたメール）の開始（再掲） ・WEB版洪水ハザードマップの公開				
5年度の取り組み	・オープンデータの町ホームページへの公開（再掲）				

2-3 町民参加のまちづくり

取 り 組 み 内 容 (大綱の概要)					
町民の声を可能な限り町政に反映させるための取り組みを積極的に進め、審議会・委員会等の積極的活用を図るとともに、設置目的や必要性の検討にも努めます。 また、様々な機会や方法により、広く町民の声を聴き、町民ニーズの的確な把握に努め、施策や事務事業に反映させます。 そして、まちづくりを推進する上で大きな役割を果たしている各地区、各種団体の活動やNPO団体等の育成に対して、積極的に支援するとともに、自主的運営を促進します。					
年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
取り組み事項	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施
具体的取り組み	・ 審議会等の積極的活用と内容の検討整理統合 ・ 町民の声を取り入れる機会の充実 ・ 各種団体の支援				
成果目標等	・ 重要案件での審議会・検討会の設置 ・ 町民の声を施策に活かす新たな仕組みの整備 ・ 大学等と連携したまちづくりの取り組み				
(参考) 3年度の取り組み	・ パブリックコメント制度の導入 ・ 上下水道料金審議会、高齢者医療費助成事業検討委員会の設置 ・ 町ホームページ内に「ご意見・お問い合わせフォーム」を整備（再掲）				
4年度の取り組み	・ 建築家の南俊允氏や東京理科大の学生と連携したまちづくりの調査・研究の開始 ・ 町民サミットの開催（以降毎年開催）				
5年度の取り組み	・ 納期前納付報奨金制度検討委員会の設置				

3. 持続可能な財政運営

3-1 歳入の確保

取 り 組 み 内 容 (大綱の概要)					
これまで取り組んできた町のきめ細かな各種施策を継続・発展させるとともに、将来にわたって安定的な財政基盤を維持するためには、歳入の確保が必須条件であり、企業誘致や集落周辺部における宅地開発、産業の振興のほか、様々な取り組みを行い、歳入の確保を図ります。					
年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
取り組み事項	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施
具体的取り組み	・未活用財産の処分 ・受益者負担の適正化 ・税や使用料の徴収体制の強化 ・ふるさと納税事業の推進				
成果目標等	・ふるさと納税額の増加（対令和3年度比） ・ふるさと納税返礼品の充実				
(参考) 3年度の取り組み	・上下水道料金審議会の設置と検討 ・ふるさと納税チラシの作成と町出身者への配付				
4年度の取り組み	・(株)フェローテックマテリアルテクノロジーズの誘致 ・ふるさと納税返礼品とポータルサイトの拡充 ・滞納整理チームの設置（再掲） ・上下水道料金の改定（条例改正）…改定は令和5年6月分～				
5年度の取り組み	・ふるさと納税返礼品とポータルサイトの拡充（納税額は過去最高を更新） ・旧手取川流域環境衛生事業組合の跡地を一般競争入札により売却 ・体育施設使用料の見直し（再掲）				

3-2 入札・契約方式の見直しと適正なコスト管理

取 り 組 み 内 容（大綱の概要）					
入札・契約方式について、国の指針に沿って、県や他市町の取り組みを参考にして、電子入札の導入や総合評価方式など契約方式の多様化を検討し、コストの縮減や手続きの合理化を進めます。 また、限られた財源の中、効率的な公共工事の執行を図るため、必要性、緊急性など費用対効果を十分に検証するなど、適正なコスト管理に努めます。					
年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
取り組み事項	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施
具体的取り組み	・入札・契約方式の検討と見直し				
成果目標等	・入札・契約方式の検討と見直し				
（参考） 3年度の取り組み	・入札・契約方式の調査・研究				
4年度の取り組み	・デモ機を活用した電子入札勉強会の開催 ・週休2日モデル工事の導入				
5年度の取り組み	・週休2日工事の導入（令和6年度～本格導入） ・入札に変動型最低制限価格制度を導入（令和6年度～）				

3-3 補助金等の見直し

取 り 組 み 内 容（大綱の概要）					
これまで取り組んできた各種施策を継続しながら、行政の責任分野・経費負担のあり方・行政効果等を十分精査し、事業見直し、統合・廃止等整理合理化を図ります。また、新たに補助金等を設ける場合にあっては、必要性や費用対効果等を十分に検討するとともに、政策的補助金・交付金についても内容を十分精査し、総額の抑制に努めます。					
年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
取り組み事項	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施
具体的取り組み	・補助制度の見直しの実施と検討 ・町の課題解決に必要な補助制度の確立				
成果目標等	・補助制度等の見直しと検討（毎年）				
（参考） 3年度の取り組み	・高齢者医療費助成事業検討委員会の設置				
4年度の取り組み	・高齢ドライバー安全運転支援事業の見直し（令和4年度～） ・100歳長寿祝い制度の見直し（令和4年度～） ・高齢者医療費助成内容の見直し（令和4年10月診療分～）				
5年度の取り組み	・納期前納付報奨金制度の見直し（令和6年度～） ・各種補助制度の見直しの検討				

3-4 財政指標の目標設定と公表

取 り 組 み 内 容（大綱の概要）					
行財政改革の具体的成果を示す財政指標のうち、経常収支比率と実質公債費比率については、今後5年間の数値目標を設定し、その実現に鋭意努力します。普通会計財務書類及び連結財務書類を作成、公表し、町の財政状況の透明化と説明責任の強化を図ります。					
年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
取り組み事項	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施
具体的取り組み	・成果目標達成に向けた全体的な取り組みの推進 ・財務書類等財政関連資料公表の継続				
成果目標等	・実質公債費比率… 10.0%以下 ・経常収支比率… 85.0%以下				

【実質公債費比率】

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
8.6%	9.0%	9.6%	9.9%	9.5%
令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
9.0%	8.0%			

【経常収支比率】

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
78.5%	79.3%	87.7%	85.7%	85.1%
令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
89.6%	84.3%			